

平成21年度 山梨県森林審議会（第1回） 会議録

（平成21年11月20日掲載）

- 1 日 時：平成21年11月2日（月）午前10：25～午後0：05
- 2 場 所：南部町森林組合 富士川木材共販所会議室
- 3 出席者（敬称略）  
（委員）辻 一幸、田中 美津江、金子 正司、大須賀 久、嶋 光雄、  
泉 佳子、小林 良英、佐藤 繁則、清水 みどり、戸栗 敏、  
芳我 和男、山村 元子 以上12名  
（事務局）前山林務長、渡邊森林環境部技監、宇野森林整備課長、島田課長補  
佐、森林計画担当（4人）、深谷林業振興課課長補佐、生井峡南林務  
環境事務所長、今井森林保全幹

4 傍聴人等の数 0人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 新委員の紹介
- (3) 林務長あいさつ
- (4) 職員の紹介
- (5) 会長のあいさつ
- (6) 議事
- (7) 閉会

6 議事に付した事案の案件

〔審議事項〕・富士川中流地域森林計画の概要について【公開】

〔報告事項〕・流域木材安定供給指針について【公開】

・（財）山梨県林業公社の経営対策について【公開】

7 議事の概要

司 会：司会、進行を務める森林整備課課長補佐の島田です。よろしくお願ひします。

ここで、昨年12月の審議会以降、新たに加われました委員をご紹介いたします。（新委員の紹介）

委 員：おはようございます。よろしくお願ひいたします。

司 会：最初に本審議会の成立についてですが、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上で成立するとされています。

当審議会の委員数は15名で、本日は12名の委員の方に出席をいただい

ていますので、審議会は成立していることを報告します。

なお、森林審議会の審議は公開となっており、後日その議事録が県庁のホームページより閲覧が可能となります。

本日の資料の確認をお願いします。

なお、本日午後1時30分からの「環境と森づくりを考える税制懇話会」に出席するため、委員及び林務長は11時30分を目途に退席することを申し添えます。

議事に先立ちまして、林務長より挨拶を申し上げます。

林務長：(挨拶)

司 会：次に本日出席の県職員を紹介します。(所属長以上紹介)

続きまして、山梨県森林審議会会長よりご挨拶をお願いします。

部会長：(挨拶)

司 会：ありがとうございました。

はじめに議長の選出ですが、山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることとなっていますので、会長をお願いします。

議 長：それでは、さっそくですが、議題に従って進めていくので、よろしく願いします。

議事録署名委員2名の選出ですが、森林審議会運営規則第7条第2項により、議長が指名することになっていますので、指名した2人の委員をお願いします。

それでは議事に入ります。富士川中流地域森林計画の概要について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(森林整備課長から地域森林計画の位置づけについて説明)

(森林計画担当課長補佐から富士川中流地域森林計画の概要の詳細説明)

議 長：ありがとうございました。それでは各委員より質疑をお願いします。

委 員：富士川中流の計画量で、造林地で人工造林より天然更新の面積が大変多くなっておりまして、伐採後のぼう芽更新は人工林を間伐して針広混交林化するということを考えていらっしゃるということですが、ぼう芽更新といたら、薪炭材のようなものを思い浮かべるわけですが、今はそういった需要はあるのかどうか。

あと、針広混交林化するにあたって、残す本数によっては獣害等の危険が考えられると思いますけれども、間伐の強度とか針広混交林化する目途があるのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

森林整備課長：針広混交林化というのが、これからの目指す方向であるわけですが、いわゆる薪炭林という山というよりは、全体的な天然更新は、どちらかというともぼう芽更新だけではなく、天然下種更新、いわゆる広葉樹の種が飛んできてそこで生えるという、そういうものも広く含めて天然更新という位置づけで書かせていただいているというのが実態です。薪炭林というのは、昔の薪とかを使ってきた山ということで、今は使っていないくて、一番多いのは、ちょっと面積的なものはわからないですが、シイタケの原木とかは

使われておりますけれども、それも全体としては少ない状況になっております。

間伐をした後の広葉樹が生えてくるかどうかと、気象とか動物とかいろんな害が出てきます。このへんはまだ試行錯誤のところがございますので、例えば南部の方だと太平洋から強い風が吹いてきたりすると、あまり強度の間伐をすると場所によってはやられてしまうこともありますので、施業の基準としては一応、強度間伐ということで一番多いのは40%とかそれくらいなので間伐をしているところもありますけれども、現地に応じた伐り方をしながら、例えば広葉樹が生えてこないところは広葉樹の苗木を植栽したいということを考えています。

委員：単純な質問で大変申し訳ないのですが、数字がいくつか出てきていると思うのですが、富士川中流の計画量の数字とですね、森林施業の現況と言う数字、これも計画と実行という数字が出てきまして、それから全国森林計画というところで計画量というのが出てくるのですが、みんな数字が違うのですが、ちょっと私よくわからないのですが、その違いをご説明いただきたいのですが。

森林整備課長：全国森林計画というのが大きい流域ごとになっておりまして、山梨県の場合、相模川流域と富士川流域という2つ流域に分かれております。今回の富士川中流というのは、この富士川流域の中の、上流と中流というふうに分かれまして、その内数ということで、この数字は全体の数字を示しているということで、ご理解いただきたい。

森林施業の現況の方は、過去5年間の数字で示しておりますが、富士川中流の計画量はこの数字を倍してもらえば同じ意味になります。

先ほど申し上げたとおり、この計画は5年ごとに10年間の計画を立てるということですから、今現在の今年度からの計画は、森林施業の現況の計画のところで5年間の数字を載せておりまして、今度お示しするのが、富士川中流の計画量は10ヶ年間の数字ということで、だいたい数字を見ていただけるとこの様になっているということで、ご理解いただきたいと思います。

委員：国ではですね、政権交代という大きな変換があったわけですが、この計画書の概要を見ていますと、今までは、何も問題なかったと、そういう変化はなかったというようなことで書いてあるわけですが、それと同時に、実行歩合も載ってまして、計画量もそれを踏まえた計画ということで、載っているのではないかと思うのですが、あまり実行歩合がある意味では反映されていないというふうに考えられるのですが、国では大きな変換というか変更というか、そういうのがあったわけですから、こういった計画や課題の捉え方も、何かそういうことを織り込まないと、どうも今までと変わらない感じがするんですね。ところが今までのいろんな面で、流れがいろんなところでたぶん変わるのではないかなということが、林業界でいろいろ起きているのですが、どうもそんなことがどこにも触れられてないんですね。社会情勢、つまり予算に関するところや森林計画制度自体が、何も変更が無くこれからも

そのとおり行くということなのか。その辺が何も読み取れないわけですが、できましたら次の12月の審議会までの間に、何かそういう国の動きを踏まえた内容を織り込めないかというふうに思います。

森林整備課長：大きな政権交代という動きがございました。新しい政権が始まって2ヶ月経ちまして、たとえば予算ですとか国の事業ですとか、いろんなものが変わり始めているというところは実際ございます。ただ来年度以降の予算というのは作っている最中で、それが具体的にどうなるかというところ、事業仕分けのような中の動きについては、まだこういうところに盛り込めるほど確たる情報が来ていないのが正直な状況です。そういった意味ではこういう長いスパンの計画書に、今の不確定な情報を書き込むというのできるかというところは、事務局としてはなかなかできないというところがございます。我々としても国の方向性が出てくる段階がもしあれば、検討してみたいという感じしております。

もう一つ、実行歩合によって計画量を、という話をいただきましたが、やはり森林計画というのは長いスパンで我々は見ていきたいということで、机上の空論という話をマスコミからいただいておるわけでございますが、実行できる数量だけを計画すればいいのかというと、これだけの人工林が育ってきている中で、日本の森林の資源を有効に活用していくためには、やはりこれだけの主伐と間伐をしていただいて、木を植えていくという、少し数字が大きいところもあるかもしれませんが、我々としてはこういう姿を目指していきたいという方向で、お示した数字をご理解いただければと、そういうふうに考えております。

一方で、それに伴う予算ですとか、事業というところは国でもこれから変わってくるところがあるかと思えます。国の方向性ということで、また動きが出てくれば、あるいは全国森林計画ですとか、そういったところでも色々変更がかけられると、以前にも3流域の地域森林計画を一度に変えさせていただいたこともありますが、そこは臨機応変に。今回年末までにどれくらいできるかということが一つと、そういった大きな動きを捉えて、また審議会の方にもご相談をさしあげたいというふうに考えております。

委員：先程から、他の委員の方から計画量の数字のご質問があって、また数字のことにこだわって恐縮なのですが、ちょっと数字のイメージが湧きません。

計画量の数字なのですけれど、もちろん実行の量とかと関係してくるのですが、この中の新計画欄で、主伐の量が10年間で1,956百m<sup>3</sup>、それから間伐はちょっと飛ばしまして、造林面積が3,800haあまりで人工造林と天然更新になっていますが、造林というのは通常、伐採した後に発生するものだと思うので、おおむね伐採の面積と連動すると考えた場合に、人工造林700haですか、主伐から出てくる材が例えば1ha当たり300m<sup>3</sup>くらい伐採したとすれば、だいたい主伐量と一致するのですけれども、天然更新のところに3,000haというのが出てきますよね。更新するわけでは

からその前に何らかの伐採があると思うのですが、それを含めて、主伐になっているのか、間伐になっているのか、よく分からないのですが、計画事項に間伐の面積がないものですから、間伐の57万 m<sup>3</sup> というのが何 ha くらいの間伐で、間伐というと普通は人工林だと思うのですが、天然林かもしれませんが、数字の関係がどうもイメージが掴みづらくて、どんな風に考えればいいのか教えていただきたい。

委員：それに関連して付け加えて、全国森林計画策定のポイントの中で、造林未済地の早急な解消というのがありますが、この造林未済地の捉え方なのですが、今回の計画の中の天然更新と造林未済地の関係と、併せてお伺いしたい。

森林整備課主査：主伐量に対する造林面積ということで、ha 当たり300 m<sup>3</sup> くらいを想定しまして、主伐の方はやっているわけですが、間伐につきましては ha 当たり100 m<sup>3</sup> 強を想定しております。面積にしますと間伐は10年で5,200 ha くらいを想定しています。天然更新につきましては数量が大きいということですがけれども、平成18年度からやっております「環境公益林整備事業」という事業がございますけれども、こちらについては手入れが手遅れ気味の間伐ということで、針広混交林化を目指した間伐をしておりまして、実施前は人工林の単層林だったところを、強度間伐することによって下層植生の広葉樹を増やして、それを複層林化するための天然更新ということでカウントしておりますので、こちらの数量が増えているということになります。

造林未済地についてですがけれども、今私どもで把握している県内の造林未済地については、今現在約0.18 ha というものが公で出している数字になっております。これについては、南部町内にあるのですがけれども、確かに伐採して植えていないというところがあります。現実にはそれ以外には我々の方では数量を把握されていないのですが、これについては市町村と連携した中で、伐採届制度もございますので、こちらの方を徹底して、伐採後の植栽というものについて、伐採前に森林所有者もしくは伐採業者とも話をした中で、この仕組みを徹底していきたいということで、市町村職員を対象とした研修とか、市町村広報に制度を載せてもらうとかを周知していくということで対応しております。

委員：大体分かったような気がするのですがけれども、要は主伐の材積というのは主として人工造林と対応するのだと。間伐の材積というのは、ここには間伐の面積はないけど、だいたい5,000 ha ちょっと超えたくらいのもから出てくるということですね。そうすると、天然更新というのは、素材生産とか伐採の量としてはカウントしてなくて、先程言われた環境公益林みたいな、どちらかというのかなり生産量というか伐採量にはならないような、そういう施業という感じなのではないでしょうか。

森林整備課主査：そうですね、今のところ、そのように考えております。

委員：生物多様性についてですね、これに関する条例を県で作ったようですが、計画で具体的にどういう指定の仕方をされているのか、特に指定をするとか

ということがあるのか。私の記憶では県有林の計画では、野鳥の森みたいな中で、野鳥を保護すると、そんなような具体的な指定をした時期もあったように思うのですが、そのような形の、多様性保全のための森林の扱いをする、特に過去にやったようなこととかあるのか、その辺を教えてください。

森林整備課課長補佐：生物多様性保全は、森林の区分とすると「森林と人との共生林」の区域の中で計画上整理することとしています。具体的には溪畔林であるとかですね、溪流とか河川沿いとか尾根筋なども含んで、森林を保全・整備して森林の連続性を確保して整備する、それは動物の保護を目的とした話ですけれども、そういった生物多様性の保全に寄与するという事で考えております。

地域森林計画の中で言いますと、保健機能森林の区域の基準というところで、具体的には市町村森林整備計画の中で場所であるとか、整備方針というのは定めることにはなっているのですが、基本的には自然環境保全であるとか、森林の有する機能、そういうものを保全しつつ、優れた自然景観とか特色をふまえた形で、森林整備をやっていくと、そういった施業方針で策定することとしています。

委員：関連で、シカとかイノシシについてはどんな風に考えているのですか。

森林整備課課長補佐：最近、シカとかイノシシとか、特に森林についてはイノシシよりシカというのが非常に被害を及ぼしているという状況になっています。一般的には広葉樹を植えたらどうかという意見もありますけれども、我々としましても広葉樹化していくということも大事とは考えておりますが、なかなか実際の施業の中で、民有林に造林木として広葉樹を植えるということに対しても抵抗感もあります。里山に広葉樹というか、実のなる木を植えると逆に動物をおびき出してしまふ、そういった誘因にもなりかねないということもありますので、県とすれば地域を限定して県有林の中で県として先導的に施業をしていけたら良いと思っています。

委員：計画区の課題の中で、里山地域の保全ということが出ておりまして、私の知っている方で本当に里山を守っている団体がいるのですが、そういった方に頼ることが景観を守るには一番大切なことだと思うのですが、そういう人々に対しての、具体的に県としてはどう守っていこうとか、どう推進していこうとか、具体的な計画とかありましたら、具体的に教えていただけたらと思います。

森林整備課長：里山に限らず県内にいろんな市民の活動、企業を含め色々やっています。そういった方々に対し、我々としては、一つとしてはコーディネートですね、例えば東京の企業さんにご紹介したりとかしています。あと、いろいろと補助制度があったりして、森林整備の経費を助成したりとかいうことは、少しずつではありますが取り組んでおります。

里山といった場合に、例えば耕作放棄地があったりとか、その森林をどういうふうにしていくかということですね。そういった農地と一体となった取組とかいろいろあるわけではありますが、委員さんに言わせると我々はまだ不

十分だというご意見もいただきながら、少しでも支援をこれからも取り組んでいきたいと考えております。

委員：今と関連した部分なのですけれども、耕作放棄地や荒廃森林の整備というところがありまして、非常に私どもも今これに苦労しておりまして、例えば森林整備しているところにシカネットを張ると、耕作放棄地が近くにあるのですが、耕作放棄地にシカが入ってしまう問題が起きていまして、そのへんで非常に苦慮しているということがありまして、シカ害対策に対して研究をしているのですけれども具体的な対策がないということで、是非もう少し力を入れていただきたいと思えます。

それから一つ質問があるのですが、社会全体で支える森林づくりについて、これは当たり前といえば当たり前なのですが、企業の森づくり活動の支援というのはずっとこのところ何年も、こういうふうに出されているのですが、おそらく今私どもが企業の森づくりでご案内をしても、実際にはほとんど整備できる森林はありませんよと。間伐に関しましても今、環境の問題から政府の補助金ですとか、いろんな補助金が出ているんですね。実際には間伐というのがずいぶんと進んでいますよね。そういうことで、なかなか私どもが企業をご案内する場所がないというのが、実は昨今の事情ではないかと思うのですけれども、相変わらず「企業の森づくりの活動支援」というような同じ言葉で出てくるということがあって、ちょっと気になっていますので、支援のあり方が変わってきて然るべきだと思っているのですが、そのへんはいかがですか。

そして、この峡南地域には逆に言うとそういう場所がまだいっぱいあるのです。

森林整備課長：シカの話は森林だけに限らず、農地の問題、あと高山植物が食べられたり、問題になっています。森林から追い出されれば、農地や山の上の方に行ってしまう。管理しながら進めていくということは、県全体で進めていきたいと考えております。

企業の森づくりの方でございますけれども、我々としては、先程申し上げた助成制度など、活動する方すべてにご支援申しあげますというのはなかなか厳しいところがあります。一方で補助金ということで、例えば間伐をやりたいということであればそれなりの補助制度も用意されているのですが、例えば協定を結ぶなど、やはり森林というのはそういった助成をしたところで、その森林を10年、20年守っていきましようというところに補助金とかを充てられるような仕組みになっています。例えば1年限りの活動で来られて、ちょっと木を伐りたいというようなことには、なかなか助成を出しづらいというところがございます。その辺は企業的な活動としてずいぶん進んではおります。一つの企業の方が同じ森林を何年もやっているというところもありまして、そういった助成制度については国とやりとりしながらニーズに合うようにしていきたいと思えます。

あと、「同じ言葉で」とご指摘をいただきました。「企業の森づくり」とい

う場合には、企業が直接来られてですね、森林の活動をやられる場合と、最近はお金を出してですね、お金だけ協力するという企業もございますし、新たな仕組みといたしましてはカーボンオフセット、森林の吸収量に見合った助成をするということで、いろんな参加形態が広がっております。またそういったところで、言葉が古いということであれば、言葉を見直さないといけないのかなと、いうふうに思います。

峡南地域にそういう場所が多いということですが、企業の方が山に入られて森林整備をやろうといったときに、裏山を見ていただくと、すごく急な所が多いので、そういったところに素人の方が来られてできるのかというと、なかなか難しいところもあるわけです。例えば里山で平らな所だと一般の方が入ってきて体験活動されたいということではできるのですが、そういうところは林業生産もやりやすいので、林業の業者さんが普通の林業生産をしたいということで、森林整備は元々企業さんの活動のためだけにやっているわけではないという面もあります。そういったところはいろいろと調整をしながら、進めていけばいいのかなと思っております。

例えば国有林でもそういった企業が参加したいといっても、なかなか適地がないということや、最近フィールドがないということも聞いたことがあります。そういうところは本当に全体を見ながら調整をしていくしかないのかなと思っております。

峡南林務環境事務所長：峡南管内では適地があるというお話しでしたが、いろいろ条件もあろうかと思えます。過去には増穂町や早川町でありました。まったくこのような企業の森というものの動きがないわけではなくて、ただ確定的な話でないの、そういうふうな状況にあるということなんです。

委員：今日来た土場にも丸太の製品が大分あるのですが、国産材の自給率が24%と、一頃は20%を割っていましたから、国産材の需要が増えているということになると思うのですが、この峡南の管内にもいくつか森林組合があると思うのですが、採算がとれる量、扱い量はどの程度なのか。

あと、人工造林地が計画では減っているというのは、計画的に国産材、県産材を供給していくということから見ると、長い目で見ると不安があるかなと。

この新しい計画量は年間およそ6千 m<sup>3</sup> ですね、これでいわゆる市場というものが、安定的に経営してやっていけるのか。そしてその負担は当然、森林所有者に跳ね返るわけですから、量的に県の考え方というのはこれでいけるのか、見通しですね。

それとここの市場で買う人は、県内の人が多いのか、県外から来て買っていくのか、そのへんをお聞きしたい。

林業振興課課長補佐：南部の市場のおおむねの取扱量は2万 m<sup>3</sup> です。県森連については2～3千 m<sup>3</sup> 程度で、実際の市場の取扱量は少なく、厳しいものとなっております。従いまして、今日この後から説明する予定ですが、流域ごとに安定供給指針というのを作りまして、市場へ出す供給量を上げてい



く必要があると思っています。

その市場については、後ほどお時間をいただいて、安定供給指針の中でご説明したいと思います。

森林整備課長：午後の見学会で詳しい説明をしたいと思います。

議長：だいたいの意見は出尽くしたと思います。

企業の森づくりについても、やっぱり具体的にどうしていくかというところへ来ているような気がするわけです。ただ漠然と企業に來い來いということじゃなくて、地形の問題とか、森林の問題とか、どうしていくかを考えるところへ来ていると思うわけです。

委員：早川町ではパジェロの森は、委員さんのご支援で企業にやってもらっておりますけれども。もう1件ですね、一山を一山、品川区へやりました。早川町では企業と自治体との交流の中で、そういうものを町で推しているということです。

それから獣害の話が出まして、獣害の問題はですね、やっぱりクマとイノシシとシカでは違いますね。対策をはっきりと区分しながら取り組んでいかなければならない部分があります。クマもシカもイノシシも、森林に対しても農地に対しても、それぞれ違うスタンスで荒らしていますので、そういう問題がありますね。

最後に放置林野をどうしていくかという課題は、全県的にある問題だと思いますし、早川町では不在地主がいっぱいいて、この民有林をどうしていくかが今後の課題です。耕作放棄地について、町から出て行ってしまう人は、農地に木を植えて出て行っているわけです。焼き畑農業地へ木を植えた場合、援助ができない。森林地ではないから。森林施業にかかる補助がもらえないという課題があるということも、一つ頭の中においていただければ結構です。

議長：では質疑を打ち切ります。本日のご意見、ご提言を終わらせていただきます。今回の審議を踏まえて富士川中流地域森林計画案を作成するようにお願いいたします。皆さん方の意見を加えさせていただいてこの案件について、ご同意いただけますか。

各委員：異議なし。

議長：ありがとうございました。

それでは、林務長と委員は退席します。

報告事項に入ります。

流域木材安定供給指針の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(林業振興課課長補佐から流域木材安定供給指針の概要の詳細説明)

議長：これについての質疑応答に入ります。

よろしいですか。こういう概要ですので、また委員の皆さんには関心をもって、いろいろご提言などをしていただきたいと思います。

次に移ります。

(財)山梨県林業公社の経営対策について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(森林整備課長から(財)山梨県林業公社の経営対策の詳細説明)

議長：ありがとうございました。

委員：委員の皆様には関心をもって意見などしてもらいたいと思いますが、今の説明にもあったとおり、山梨県林業公社が果たしてきた役割というのは非常に大きなものがあるわけでありまして、現在もその役割を果たしているわけでありまして、第一次産業が衰退して、高度経済成長の波の中で、森林、林業、農業、こういうものが衰退する中で、後退せざるを得ない時期であったけれども、山は林業公社のフィールドであって、守っていかなければならなかった中で、今の厳しい状況、これは県だけじゃなくて全国的にあるわけですが、今後この林業公社を国の責任としてもどうしていくかということに、今来ていると、私はそう感じているわけです。

議長：以上で、説明と話し合いを終わります。

以上で議事を終わりたいと思いますがよろしいですか。

各委員：異議なし。

議長：以上で審議事項はすべて終了させていただきます。活発なご意見ありがとうございました。

司会：委員の皆様の活発なご議論をいただき、ありがとうございました。

なお、富士川中流地域森林計画の審議会を12月中旬に予定しておりますのでよろしく願いいたします。これを持ちまして、第1回森林審議会を終了します。

以上